

平成26年1月9日

季節性インフルエンザ発生時対応について

インフルエンザを疑わせる症状：

38度以上の発熱・悪寒の急激な発症で、
関節/筋肉痛、倦怠感/疲労感、頭痛の全身症状が強く
加えて、咳/鼻汁/くしゃみ、のどの炎症がある場合

注意) 咳/鼻汁/くしゃみ、のどの炎症は、他の症状に遅れて出現すること多い
大学がある地域でのインフルエンザ発生状況を把握しておく必要がある

チェックリスト

- 急激な発症
- 38度以上の発熱・悪寒
- 関節/筋肉痛
- 倦怠感/疲労感
- 頭痛
- 咳/鼻汁/くしゃみ
- のどの炎症

1. 学生がインフルエンザに感染した場合（疑いを含む）

- (1) 学外において、インフルエンザ様の症状がある者は、医療機関を受診する。
- (2) 学内において、インフルエンザ様の症状がある者は、ただちに下記の連絡先へ連絡し、医療機関を受診する。
- (3) 医療機関を受診する場合は、あらかじめ当該医療施設に電話連絡して受診し、結果を下記の連絡先へ連絡する。

連絡先：

九州保健福祉大学健康管理センター：電話 0982-23-5580（内線 9010）

Fax 0982-23-5579（内線 9011）

- (4) (1)(2)で、インフルエンザと診断された場合は、以下の指示に従う。

本人への指示

- 登校禁止（自宅待機）
- 医療機関から処方された薬剤（タミフル・リレンザなど）は、確実に最後まで服用す

る（耐性防止のために、臨床症状が改善しても途中でやめてはならない）。イナビル：初日一回吸入でよい。ラピアクタ：初日一回点滴でよい。

- 自宅待機期間
5日間が経過しかつ解熱するまで（解熱2日以上）。
- 登校禁止（自宅待機）の解除は、学校保健安全法の規定により、「発症した後5日間が経過しかつ解熱が2日続いていること」とする。
- 自宅待機期間中は、可能な限り自宅で安静を保ち、感染拡大を引き起こさないよう努力する。
- 外出時・人と接触時は、マスク（不織布）を着用する。
- 登校開始後、2日間は、手洗い・うがい・マスク（不織布）を着用する
- 医師の診断書もしくはそれに準ずるもの（健康管理センター・保健室の証明など）があれば、欠席等の正当な事由とみなす。診断には、必ずしも迅速インフルエンザ抗原検査を必要としない。

大学側対応

- インフルエンザに罹患した学生が、県の定める基準に達した場合、保健所へ届け、休講とする。休講の期間は保健所の指示に従う。
- 欠席者の扱いについて
九州保健福祉大学：感染者（学生本人）は公欠扱いとする。
- 実習（学外）については、実習先の指示に従う。
- 学生の自宅療養における授業・実習・定期試験等については、学生の教育的不利益が生じないように配慮する。

2. 教職員がインフルエンザに感染した場合（疑いを含む）

教職員は、基本的には個々の責任で対応する。

対応については、(4) 学生がインフルエンザに感染した場合に準ずる。

休講など必要な場合は、すみやかに連絡し、学生に不利益が生じないようにする。

（インフルエンザ大流行時は、補講期間を別途定める等で対応する）

教職員がインフルエンザに感染した場合の連絡先：

九州保健福祉大学健康管理センター：電話 0982-23-5580（内線 9010）

Fax 0982-23-5579（内線 9011）

3. インフルエンザと診断された患者との濃厚接触者への対応
- 同居家族の発症、もしくは感染して発症している患者と2 m以内で1時間以上の会話をを行ったものを濃厚接触者とする。
 - 登校可（ただし、4日間、以下の項目を遵守する）
 - 発熱の有無などの健康チェックを毎日おこなう（各自）
 - 手洗い・うがいの励行
 - 必ずマスク（不織布）を着用する
 - 経過中に37.5度以上の発熱、筋肉痛・関節痛・咽頭痛・咳・痰のいずれかの症状がある場合は、医療機関を受診し、2. で提示した連絡先へ連絡する。
4. その他の対応
- 大学・学生ともに可能な限りの感染拡大防止策を施行する。
- クラブ活動は、感染者の発生したクラブは、通常の練習は注意喚起を行い、その後の対応は学生に任せる。感染者が多い場合、対外試合などの学外行動を自粛するかどうかは、大学に相談する。
 - 消毒液を建物の入り口に設置する。
 - 学生・職員に予防策を徹底するため、啓蒙用のポスター・パンフレットを作成し、学内掲示を行う。
 - 学外者には守衛室でパンフを配布し注意喚起を促す。
 - 自宅療養上の注意を行う。
 - ・水分を十分とって自宅で安静にし、外出はしない
 - ・療養期間は、5日間が経過しかつ2日以上解熱するまで
 - ・大切な仕事や楽しみにしていた行事も、あきらめる選択を
 - ・患者の看護をしたあとなど、こまめな手洗いを
 - ・可能なら患者と家族は別の部屋に
 - ・患者と接するときには、マスクの着用を
 - ・患者の使用した食器類や衣類は、通常の洗濯・洗浄及び乾燥で大丈夫

文責：九州保健福祉大学薬学部 佐藤圭創 (satokei@phoenix.ac.jp)